

2015年4月

改正フロン法「フロン排出抑制法」 が施行されました。

点検が義務化となりました。

主な対象設備【環境試験機器】



大型環境試験室



低温恒温(恒湿)器

フロン類が充填された**業務用冷凍空調機器**(第一種特定製品)の
管理者(ユーザー様)が対象となります。

一定容量以上の機器は**有資格者**による点検が必要です。



管理者（ユーザー様）に求められることは？

▶ 漏洩の対処

フロン類の漏洩が見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することの原則禁止（繰り返し充填の原則禁止）適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼しなければなりません。

▶ 記録の保管

機器の点検・修理・冷媒の充填・回収の履歴は、当該製品を設置した時から廃棄するまで保存しなければなりません。

▶ 算定漏洩量の報告

使用時漏洩量が「1,000t-CO2」以上漏洩した事業者（法人単位）は、所管大臣に報告しなければなりません。

▶ フロン類の回収

機器を廃棄する際は、第一種フロン類充填回収業者に依頼して、フロン類を回収しなければなりません。

機器の点検

簡易点検

全ての第一種特定製品について、3ヶ月に1回以上、管理者自身で実施する必要があります。

定期点検

管理する第一種特定製品の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kw以上の場合、有資格者による定期点検を実施する必要があります。

管理者自身が実施する【簡易点検】

対象機種	電動機定格出力	点検頻度	点検内容	
点検対象機器 全て	点検対象機器全て	3ヶ月に 1回以上	目視確認	錆び、油漏れ、外観の損傷、熱交換器の霜の付着の有無、摩耗及び腐食その他の劣化、他、異常音・異常振動

有資格者が実施する【定期点検】

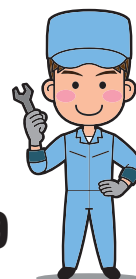
対象機種	電動機定格出力	点検頻度	点検内容	
冷蔵機器及び 冷凍機器	7.5kw以上	1年に 1回以上	目視確認に加え 右記内容の点検	【直接法】発泡液法、電子式漏洩ガス検知器法、蛍光剤法 【間接法】蒸発圧力、凝縮圧力、圧縮機（駆動原動機の電圧・電流）、加熱度過冷却度等が平常運転時に比べ異常値となっていないか計測器等を用いて点検する。

簡易点検や定期点検等でお困りなことがあれば、当社サービスセンターまでお問い合わせください。

「お客様の事業活動をサポートします。」

株式会社カトー サービスセンター

049-251-1299



簡易点検や定期点検の内容、法令の詳細な内容は環境省のホームページ等をご覧ください。

【日設連ホームページ】 <http://www.jarac.or.jp/>

【環境省ホームページ】 http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html

株式会社カトー 〒354-0004 埼玉県富士見市下南畑3767-8

TEL 049-251-1205(代表) FAX 049-253-3865 URL <http://kato-net.co.jp/>

このカタログの記載内容は2015年5月現在のものです。